

総合計画の策定指針

1 総合計画策定の趣旨

総合計画は、長期的な展望に立って地方自治体の目指すべき将来像を描き出すとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりのあり方を示すものです。

これまでの総合計画は、「急激な地域経済社会の変動の中にあって市町村が真に住民の負託に応え地域社会の経営の任務を適切に果たすためには、市町村そのものが将来を見とおした長期にわたる経営の基本を確立することが必要である。」という趣旨のもと、地方自治法第2条第4項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定されていましたが、平成23年8月1日施行の地方自治法一部改正により、この規定は廃止となりました。

しかしこれは、市町村における基本構想の策定が不要となったということではなく、地域主権改革の進展にともない、市町村自らが基本構想の策定の要否を意思決定するということを意味します。

本市では、都市宣言「青い海と みどり豊かな 平和都市」というまちづくりの基本理念のもと、1997年（平成9年）に将来像を『豊かさを実感する調和あるまち』と定め、2015年（平成27年）を目標とする基本構想の下、基本計画及び実施計画の三層構造で構成した総合計画の推進を図ってきました。

また、市民参画によるまちづくりの推進に関する必要な事項並びに適正な土地利用に関する手続及び基準を定めた「逗子市まちづくり条例」を2002年（平成14年）施行しました。

この条例に基づき、2007年（平成19年）12月に策定した「逗子市まちづくり基本計画」では、30年後に焦点を当て、逗子のビジョンを「1. 自然の恵みと享受」、「2. 〈いにしえ〉への郷愁と血の通ったふれあい社会の創造」、「3. 自然の摂理をなくしつつある地球への自戒」、「4. 逗子市民が発するメッセージ」とするとともに、まちづくりの理念として、「1. 自然を大切にすまちでありたい」、「2. 人間を大切にすまちでありたい」とし、これらのビジョン・理念を踏まえたテーマごとの目標と方針を提示し、その推進を図っています。

このような中、現在の総合計画が2014年度（平成26年度）をもって計画期間を終了することから、まちづくり基本計画の理念・ビジョンを踏まえ、また、総合計画とまちづくり基本計画との一体化を図り、将来における逗子市のあるべき姿・目指す将来像を描き、あわせて、これからの新しい時代に即応する行政運営の指針を示し、市民との協働によるまちづくりと計画的な施策の推進を図るため、新たな総合計画を策定します。

2 総合計画策定にあたっての基本姿勢

次期総合計画を策定するにあたっては、次のことを基本姿勢とします。

(1) まちづくり基本計画との一体化

まちづくり基本計画の計画的な推進を図ることができるよう、まちづくり基本計画と次期総合計画を一体化します。また、まちづくり基本計画は、都市計画法に基づく都市計画マスタープランを包含するものとしていることから、まちづくり基本計画と一体化した次期総合計画は、都市計画マスタープランを包含するものと位置づけます。

(2) 市民と市との協働による計画づくり

多くの市民が参加・参画し、より多くの市民の意見が活かされるような、市民との協働による計画づくりを行います。

(3) 地域の特性を生かした計画づくり

逗子市らしさを生かし、地域の特性を踏まえた、誰もが住み続けたい魅力あるまちをめざした計画づくりを行います。

(4) 目標が明確で、成果が評価できる計画づくり

総合計画が何をめざし、どれだけ達成するという目標を明確にし、成果がわかるとともに、評価が適正にできる計画づくりを行います。

(5) 実行性を確保した計画づくり

計画の実現を図るため、経営的視点に立った計画づくりを行うとともに、個別計画とのつながりや関連性を意識し、予算、人事等の資源配分との整合を十分に図り、実行性が担保できる計画づくりを行います。

(6) 施策の横断的なつながりを意識した計画づくり

施策の関連性や施策横断的な取組など、総合計画においては、特に横のつながりを強く意識した計画づくりを行います。

3 総合計画の期間及び構成等

総合計画は、本市の目指す将来像とその実現のための基本方針を明らかにするとともに、今後の急速な社会環境の変化の中で、その変化に適切に対応し、計画の実行性を確保する必要があります。次期総合計画の策定にあたり、総合計画の期間及び構成等については、次のとおりとします。

(1) 総合計画の期間について

逗子市都市宣言「青い海とみどり豊かな平和都市」という基本理念のもと、1997年（平成9年）2月に策定した現在の総合計画は、基本構想で逗子市の都市像を『豊かさを実感する調和あるまち』と定め、2015年（平成27年）を目標年次とし、まちづくりを進めてきました。

また、「逗子市まちづくり条例」に基づき、2007年（平成19年）12月に市議会による議決を経て策定した「逗子市まちづくり基本計画」は、30年後に焦点を当てた計画となっています。

以上のことを総合的に考慮し、「逗子市まちづくり基本計画」との一体化を踏まえ、計画期間を2015年度から2038年度までの24年とします。

(2) 総合計画の構成について

計画期間を24年としたうえで、成果が評価でき、実行性が確保される計画とするためには、24年間変わることのない目指す将来像とその実現のための施策は具体的かつ体系的にわかりやすく整理する必要があります。そのため、現在の総合計画の「基本構想、基本計画、実施計画」という3層構造を、次期総合計画では「基本構想、実施計画」の2層構造とします。

① 基本構想

基本構想の策定にあたっては、都市宣言「青い海とみどり豊かな平和都市」という本市のまちづくりの基本理念及び「逗子市まちづくり基本計画」における4つの逗子のビジョンと2つのまちづくりの理念を踏まえ、24年後の本市のあるべき将来像を設定し、将来像の実現のための必要な政策・施策を示します。

また、基本構想が24年間という長期にわたる計画となるため、必要に応じて、8年ごとに見直すこととします。

なお、将来像の実現のための必要な政策・施策を示すにあたって、施策の方向づけを次の5本の柱に束ねることとします。

- 1) 共に生き、心豊かに暮らせる健康長寿のまち
- 2) 共に学び、皆で子育てをする『共育(きょういく)』のまち
- 3) 自然と人間をともに大切にすまち
- 4) 安心して安全なふれあいのある快適なまち
- 5) 新しい地域の姿を示す市民自治のまち

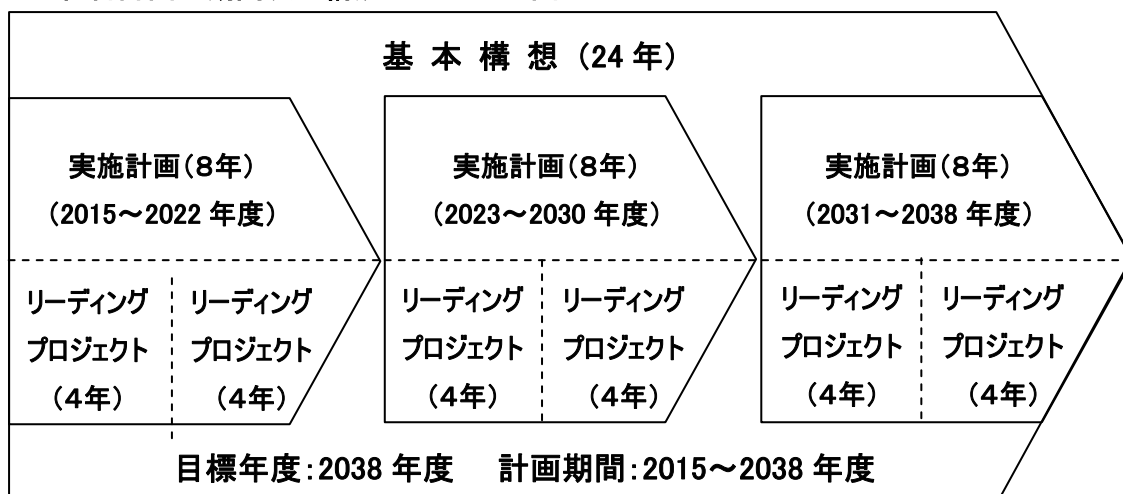
② 実施計画

実施計画は、基本構想で示された将来像の実現のための必要な政策・施策を具現化するため、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画を示すものであり、計画期間は8年とします。

なお、計画期間内の見直し（ローリング）は原則として行わないものとしますが、毎年の進行状況の評価及び、4年ごとに総括的な進行管理を行うこととします。

また、実施計画のうち、重点的・戦略的に進める4年ごとのリーディングプロジェクトを策定し、毎年の進行管理を行うこととします。

＜総合計画の期間及び構成のイメージ図＞



(3) 総合計画の根拠

逗子市議会の議決事件に関する条例（平成23年3月23日 逗子市条例第10号）では、本市の総合計画基本計画及び実施計画の策定、変更又は廃止について、議会の議決すべき事件として規定されています。また、基本構想の策定については、平成23年8月1日施行の地方自治法改正により、策定の義務付けはなくなりました。

このことから、次期総合計画の策定にあたっては、その根拠を条例により位置付けることとします。

4 策定の基礎条件

(1) 人口について

① 人口の概況

本市では、昭和40年代の宅地開発により人口が急増しましたが、昭和50年代以降開発の規模及び件数が減少したことに伴って人口の増加が止まりました。2001年（平成13年）以降は、58,000人台の数値で推移しています。すでに日本全体では、2008年（平成20年）頃から人口減少に転じており、今後は、本市においても減少傾向になっていくものと予想されます。

65歳以上の老年人口の構成比率（高齢化率）は、2010年（平成22年）では、県内都市でも上位の27.9%を示しており、今後も人口増加の見込めない中で、高齢化率は増加していくものと予想されます。

年少人口（0～14歳）のここ数年の構成比率は、約12%で推移していますが、高齢化のさらなる進展に伴い、今後は減少傾向になっていくものと予想されます。

世帯数は、増加傾向にあり、この5年間で3.1%の増加となっています。これは人口の増加率を大きく上回り、その結果、一世帯当たりの世帯人員は減少し、2010年（平成22年）では、2.45人となっています。

②人口推計

これまで総合計画の策定においては、策定の基礎条件として、コーホート要因法を用いた人口推計を行っており、今回の推計についても、平成 22 年国勢調査の集計結果を基準としたコーホート要因法を用いました。また、2008 年（平成 20 年）に国立社会保障・人口問題研究所が発表した、2005 年（平成 17 年）から 2035 年（平成 47 年）の「日本の市区町村別将来推計人口」における逗子市の生残率等の仮定値を使用していますが、子ども女性比の仮定値については、平成 22 年国勢調査結果による全国の合計特殊出生率が 2012 年（平成 24 年）1 月に発表されたため、その数値を補正係数として仮定値に反映させています。

これらの推計方法による人口、年齢構成、世帯数の推計結果は次表のとおりです。

●人口 (単位 人)

地域 \ 年度	2010 年	2015 年	2040 年
逗子	6,518	6,489	5,560
桜山	10,463	10,394	8,784
沼間	9,698	9,583	7,885
池子	6,129	6,025	4,829
山の根	2,855	2,823	2,351
久木	9,931	9,793	8,179
小坪	8,327	8,131	6,311
新宿	4,381	4,421	3,957
計(総人口)	58,302	57,659	47,856

2010 年は、平成 22 年国勢調査による。

●年齢構成 (単位 人)

年齢区分	2010 年		2015 年		2040 年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
0～14 歳	7,147	12.2%	6,492	11.3%	3,951	8.3%
15～64 歳	34,906	59.9%	32,995	57.2%	22,799	47.6%
65 歳以上	16,249	27.9%	18,172	31.5%	21,106	44.1%
計(総人口)	58,302	100.0%	57,659	100.0%	47,856	100.0%

2010 年は、平成 22 年国勢調査による。

●世帯数

	2010 年	2015 年	2040 年
世帯数(世帯)	23,844	24,711	24,959
一世帯当たり人員(人)	2.45	2.33	1.92

2010 年は、平成 22 年国勢調査による。

③想定人口の設定方針

人口推計のとおり、現状の人口構成を基に、過去の推移による動向を短期的な影響を排除した上で加味し、人口、年齢構成、世帯数の将来人口等の推計を行うと 2015年から 2040 年の間に約 1 万人の人口減少及び高齢化率の大幅な増加が予測されます。

このことを踏まえて、次期総合計画の策定においては、本市の将来的な人口、年齢構成等に関する考え方等を定め、想定人口を設定することとします。

(2)土地利用について

①土地利用の現況

都市計画区域面積は、1,734ヘクタールで、市街化区域は832ヘクタール。市街化調整区域は902ヘクタールを占めています。

用途地域別面積では、住居系の用途地域が約93パーセントを占めています。

市中心部である逗子地区以外は、建築面積の約9割を住宅面積が占める住宅都市で、一般的な住宅地では容積率が100パーセントを超えるところはほとんどありません。

●市街化区域及び市街化調整区域指定状況

区 分	都市計画区域		計
	市街化区域	市街化調整区域	
面積 (ha)	約 832	約 902	約 1,734
対都市計画区域比 (%)	48.0	52.0	100.0

(2009年(平成21年)9月18日変更告示)

●用途地域指定状況

用途地域の種類	面積 (ha)	構成比 (%)
第一種低層住宅専用地域	約 502	60.3
第一種中高層住宅専用地域	約 59	7.1
第二種中高層住宅専用地域	約 1	0.1
第一種住居地域	約 197	23.7
第二種住居地域	約 15	1.8
近隣商業地域	約 38	4.6
商業地域	約 18	2.2
準工業地域	約 2	0.2
計	約 832	100.0

(2009年(平成21年)9月18日変更告示)

②これまでの土地利用の考え方

②-1 基本的な考え方

自然環境の豊かな住宅都市として発展してきた本市にあつては、基本とすべき都市の骨格は変えることなく、この特性を活かした都市としての整備を図ってきました。

そのために、市民の側に立つ環境保全という姿勢を基本とし、財産権と公共の

利益との整合を図りつつ、豊かな自然環境と生活環境の調和するまちづくりをめざしてきました。

市街化区域と市街化調整区域の区域界は、基本的な枠組みを変更しないものとし、土地種別ごとの個別方針に沿った種々の土地利用計画に基づいた適正な利用に努めてきました。

②-2 土地種別ごとの考え方

ア 山林

市街化区域内の山林については、防災において大きな役割をはたしていることや、良好な住環境の形成及び景観保全に直結していることから、山林の持つ機能に十分配慮された土地利用が図られるよう努めてきました。市街化調整区域内の山林は、公共性の観点からの利用は個別に判断し、考慮してきましたが、基本的には自然環境の保全に資する土地利用に努めてきました。

イ 商業地

商業地は、その性格から都市機能の中核と雇用の場として、商業の活性化に努め、周辺の住環境との調和を図りつつ、有効な土地利用を図るよう努めてきました。

ウ 宅地

既存の宅地については、住環境の保全とその向上に努め、新たな宅地については、周辺の環境に配慮した土地利用が図られるよう努めてきました。

エ 公共・公共施設用地及び道路

公共・公共施設用地及び道路は、都市機能や生活環境を高めるために適切な確保が図られるよう努めてきました。

オ 海岸・河川

海岸は、環境の保全に配慮しつつ、生産、観光資源としての活用を図り、リゾート、レクリエーション空間としての機能を高めるための土地利用が図られるよう努めてきました。

河川は、治水機能を高め、生活及び環境空間としての活用を図ってきました。

③土地利用の方針

自然環境の豊かな住宅都市として発展してきた本市にあっては、豊かな自然環境と生活環境の調和するまちづくりをめざして、市民の側に立つ環境保全という姿勢を基本としてきました。

また、逗子市まちづくり条例第2条第2項において、「まちづくりは、『土地については公共の福祉を優先させるものとする』と定めた土地基本法（平成元年法律第84号）の理念を踏まえて行われなければならない。」と規定しています。

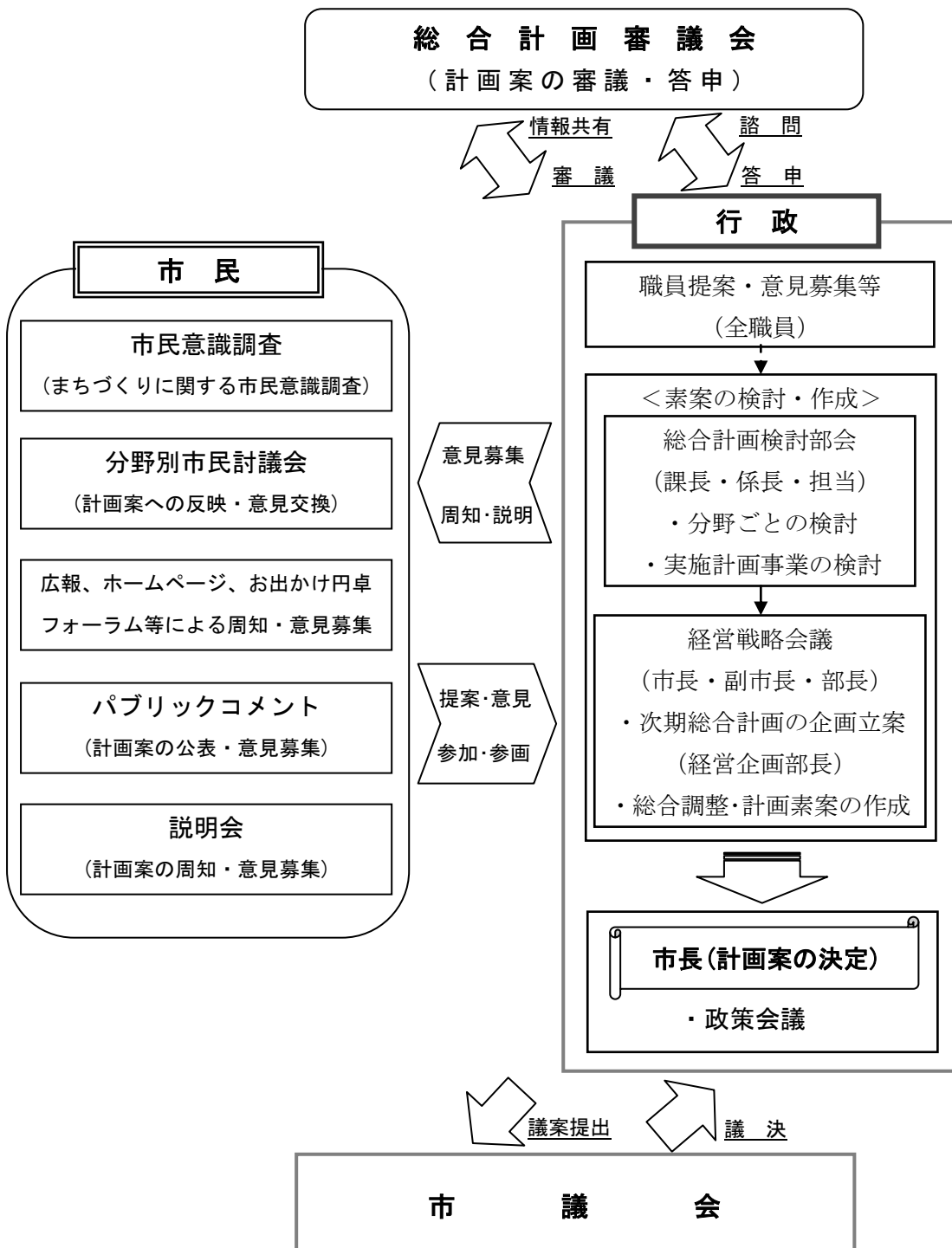
次期総合計画の策定にあたっては、本市における土地利用の現況とこれまでの土地利用に関する考え方等を踏まえて、土地利用の方針を定めることとします。

5 総合計画の策定体制

次期総合計画の策定にあたっては、市民と市との協働による計画づくりとするため、より多くの市民の意見を生かすことができるよう、多くの市民が参加・参画できる機会を確保するものとします。

また、庁内検討組織を中心とした全庁的な取り組みにより、素案の策定等を行い、総合計画審議会への諮問・答申を経て、最終的には市議会の議決により、基本構想及び実施計画を決定します。

なお、次期総合計画の策定体制は次のとおりです。



(1) 市民の参加・参画の機会

①市民意識調査

無作為抽出した市民に対して、生活意識やまちづくりの進め方への考え等について意識調査を行います。

②分野別市民討議会

無作為抽出した市民に対して参加を依頼し、分野別にワークショップ形式による検討を行います。

③その他の周知・意見募集

広報、市ホームページ、お出かけ円卓フォーラム、パブリックコメント、説明会の開催等により、次期総合計画案を広く周知し、意見を募集します。

(2) 総合計画審議会

市長からの諮問を受けて、次期総合計画案について調査及び審議を行い、市長に答申します。委員は、公募市民や市個別計画における審議会、懇話会等の委員、参加者など、主として市民で構成されており、市民参加・参画の機会の一つともなっています。

(3) 市議会

市長からの議案の提出を受けて、次期総合計画案について審議し、議決します。

(4) 庁内検討体制等

①経営戦略会議

総合計画検討部会による検討を受け、分野別の市民討議会や市民からの意見・提案等を踏まえた企画立案を行い、計画素案を作成します。

②総合計画検討部会

分野ごとに関係課の中堅から課長級までの職員により設置し、基本構想の企画立案のための分野別基礎資料の作成や所管する個別計画を踏まえた実施計画素案の検討等を行います。

③職員提案等

既存の職員提案制度や意見募集等により計画全般について、広く職員の提案や意見を募集します。

6 総合計画の策定スケジュール

現時点における次期総合計画の策定スケジュールは次のとおりです。

